

＜第2次長野県消費生活基本計画に掲げた具体的施策の取組状況一覧＞

	施策	取組の概要	担当課等	指標		H30	R1	R2	R3	R4	備考
					単位						
1-1-1	適正表示に係る事業者指導	国及び県表示担当課（食品表示法、景品表示法、健康増進法等）が情報の共有、連携を図りながら、業界団体を含めた食品関連事業者への適正表示の周知と監視指導を行います。	くらし安全・消費生活課（企画）	景品表示法違反事業者を指導	件	5	4	5	8	5	
			健康増進課	食品の表示及び虚偽誇大表示に関する事業者からの事前相談への対応、監視指導	-	実施	実施	実施	実施	実施	
			食品・生活衛生課	食品表示に関する相談件数	件	1,825	1,927	1,743	957	921	
			農政部	食品表示に係る監視指導件数	回	163	145	91	99	109	
			農政部	食品表示法関係講習会	回	21	20	6	1	0	
			農政部	信州の環境にやさしい農産物認証マーク適正使用についての周知件数	件	345	330	329	336	341	
1-1-2	生産から消費に至る食品の安全性の確保	食品等の生産から製造、流通、消費に至る各段階において、「長野県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導と食品関係施設への高度な衛生管理手法（HACCP）の導入支援をします。併せて、食品衛生に関する正しい知識の普及啓発等の取組を推進します。	食品・生活衛生課	食品衛生監視件数	件	18,604	19,188	11,220	8,979	8,108	
			食品・生活衛生課	食品の検査件数	件	2,108	2,021	1,543	1,309	1,220	
			食品・生活衛生課	食品衛生研修会	回	387	367	218	385	230	
1-1-3	食品の安全・安心に係る情報発信	県食品安全・安心条例等に基づき、食品の安全・安心に係る情報を適時的確に発信し、県民及び食品関連事業者等との意見交換（リスクコミュニケーション）を行います。	食品・生活衛生課	食品衛生情報発信	件	33	38	22	21	30	
			食品・生活衛生課	みんなの食品安全・安心会議	回	9	9	-	-	2	
			食品・生活衛生課	夏休み食品衛生親子体験	回	4	4	-	-	1	
			食品・生活衛生課	食の安全・安心シンポジウム	回	1	1	-	-	-	
			食品・生活衛生課	信州フードセーフティネット	回	1	1	-	-	1	
1-1-4	消費生活庁内連絡員の配置	消費生活に関連する業務を所管する部局に消費生活庁内連絡員を配置し、県民の生命・身体に危害が及ぶおそれのある製品事故等の情報を収集します。	くらし安全・消費生活課	庁内連絡員会議の開催	回	1	1	1	1	1	
			くらし安全・消費生活課	事故等の情報	件数	0	0	0	0	0	
1-1-5	リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）などからの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報及び重大事故情報等を広く収集し、県公式ホームページなど各種媒体を通じて速やかな提供、周知を図ります。	くらし安全・消費生活課（相談）	リコール情報、注意喚起情報、重大事故情報等の発信	発信数	6	21	23	22	22	
1-1-6	消費生活用品の立入検査・指導	消費生活用製品安全法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施します。	くらし安全・消費生活課（企画）	立入販売店舗数	店	248	305	279	241	214	
			くらし安全・消費生活課（企画）	実店舗数 （立入目的で入った店舗のうち、調査対象品目を販売していた店舗）	店	166	181	175	139	134	
			くらし安全・消費生活課（企画）	違反件数	件	0	0	0	0	0	
1-1-7	製品テストの実施	県民の生命・身体に危害が及ぶおそれのある製品事故は、消費者庁へ報告するとともに、必要に応じて国民生活センター等の専門機関を通じ製品テストを実施します。	くらし安全・消費生活課（相談）	消費者庁への事故情報報告件数	件	2	2	2	1	3	
			くらし安全・消費生活課（相談）	国センへの商品テスト依頼件数	件	2	1	1	1	0	
1-2-1	生活関連物資等の監視、調査及び公表	生活関連物資等の価格の動向と需給の状況等を監視し、必要に応じて消費生活条例に基づき価格、需給動向を調査し、結果を公表します。	くらし安全・消費生活課（企画）	生活関連物資の価格調査	-	-	実施	-	実施	-	
			くらし安全・消費生活課（企画）	資源エネルギー庁の石油製品小売市場調査の提供	-	実施	実施	実施	実施	実施	
1-2-2	関係団体との情報交換と県民への情報提供	必要に応じて事業者団体と情報交換、情報収集を行い、県民に対し生活関連物資等の価格の動向等に関する情報を提供します。	くらし安全・消費生活課（企画）	長野県石油商業組合との意見交換	-	実施	-	-	実施	実施	
1-3-1	長野県立大学、事業者団体・生協等との連携	長野県立大学学生と連携して長野県版エンカル消費に取り組む事業者マップを作成・更新します。また、事業者団体や生協等と連携して、長野県版エンカル消費の啓発を進めるとともに、その供給体制の整備について要請します。	くらし安全・消費生活課（相談）	事業者マップを作成・更新	-	実施	実施	-	-	実施	
			くらし安全・消費生活課（相談）	事業者へ店頭掲示用エンカル消費普及啓発POPを配布	枚	-	-	560	10,170	7,530	

	施策	取組の概要	担当課等	指標		H30	R1	R2	R3	R4	備考
					単位						
1-3-2	障がい者就労施設等からの物品調達	障がい者の就労機会の確保と経済的自立を促進するため、障がい者就労施設等からの積極的な物品等の調達を推進します。	障がい者支援課	障がい者就労施設等からの物品調達額（県機関）	円	35,670,873	46,055,007	52,832,682	50,439,521	(集計前)	
			障がい者支援課	障がい者就労施設等からの物品調達額（市町村等含む）	円	191,729,525	234,338,183	231,144,333	240,984,913	(集計前)	
1-3-3	信州ACEプロジェクトの推進	外食や中食においても「健康な食事」を選択できる環境づくりのため、飲食店や食品関連事業者と連携し、「野菜たっぷり・塩分控えめ」の健康づくり応援メニューの提供を推進します。	健康増進課	食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む飲食店の増加	店舗数	896	928	849	716	727	
1-3-4	食育の取組	県民の心身の健康増進と「食」に対する感謝の念を深めるなど、豊かな人間形成に必要な「人づくり」とともに、その背景にある生産者と「食」を取り巻く環境、さらには郷土食・伝統食等の地域の食文化を含めた「食」の重要性が、県民に理解されるよう地域や関係者と連携して取組を進めます。	健康増進課	食育ボランティア数	人数	20,729	-	-	18,437	未確定	R4実績は、R6.3末に集計し、確定する。
			健康増進課	市町村栄養士等研修会	保健福祉事務所数	10圏域	10圏域	10圏域	10圏域	10圏域	
			農政部（農産物マーケティング室）	学校給食での県産農産物利用率	%	46.8	45.8	49.6※	47.0	45.7	※R2はコロナ禍で通常2回を1回の調査としたため参考値
1-3-5	環境に配慮した消費生活の推進	毎年10月を「環境にやさしい買い物月間」と位置付け、環境負荷の低減に資する消費・サービスの普及を図り、環境に配慮した消費生活の実践を促すための啓発活動を行います。	環境政策課	啓発のためのポスター及びチラシの配布	-	実施	-	-	-	-	
			環境政策課	消費者団体等と協同した環境学習講座の実施	-	実施	-	-	-	-	
1-3-6	家庭の省エネの推進	脱炭素社会の構築に向けて、エネルギー需要を県民の手でマネジメントするため、家庭のエネルギー消費の効率化や抑制策について、事業者及び関係団体と連携して県民への啓発に取り組めます。	ゼロカーボン推進室	家庭の省エネサポート制度に基づく省エネサポート事業者が行った消費者への省エネアドバイス（簡易診断含む）	件	35,534	64,460	80,796	88,739	集計中	
1-3-7	レジ袋削減への取組	環境に優しいライフスタイルへの転換を啓発するため、マイバッグ等持参について事業者及び関係団体と連携し県民への啓発を行います。	資源循環推進課	マイバッグ等持参率	%	66.5	69.0	89.9	89.1	-	R4実施なし
1-3-8	食品ロス削減への取組	「残さず食べよう！30・10運動」の全県への普及、「信州食育発信3つの星レストラン」と連携した「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の増加により、更なるごみの減量を図る取組を行います。	資源循環推進課	「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店登録数	店（ ）内はのべ登録数	96(788)	81(868)	45(913)	41(886)	61(940)	
1-3-9	しあわせバイ信州運動の推進	県民が県内で生産されたモノ・サービスを県内で消費する意義を理解し、県産品を消費する割合を増やす機運の醸成を図ります。	産業政策課	県内の飲食料品（一次産品を除く）を意識して購入する人の割合	%	—	80.4	-	-	-	
1-3-10	地消地産の推進	「県産農産物」や「郷土食としての料理・加工食品」を「おいしい信州ふード」として、農業者や事業者が主体的にその魅力の発信を行うとともに、ホテル・旅館、レストラン、食品業者等の活用する食材を県産食材への置換えを進め、「食の」地消地産」の促進を図ります。	農政部（農産物マーケティング室）	「おいしい信州ふード」運動協賛企業・団体数	団体	31	32	32	33	32	
			農政部（農産物マーケティング室）	「おいしい信州ふード」運動SHOP登録数	店舗	1,343	1,470	1,530	1,561	1,577	
			農政部（農産物マーケティング室）	売上高1億円以上の農産物直売所数及び売上総額	施設 億円	59 162	59 190	58 170	63 176	集計中	
1-3-11	信州の木ブランド強化	県産材製品を責任をもって提供できる仕組みを構築するため、品質確保と消費者に分かりやすい情報提供などの需要に即応する品質の確かな製品流通の体制の整備に取り組めます。	県産材利用推進室	信州木材認証製品出荷量	m <sup>3</sup>	7,177	7,080	6,442	9,201	7,990	
1-3-12	薪の利用促進	身近な里山資源である「薪」を継続的に利用していく仕組みを構築し、薪の利活用を通じた里山の持続的かつ自立的な維持管理を促進します。	県産材利用推進室	薪によるエネルギーの地消地産推進事業の支援数	地域	3	1	3	1	1	
2-1-1	徹底した事業者指導と行政処分	PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を活用し、被害状況の傾向・分析を行い、県内での悪質な事案は、国や他の自治体と情報共有、連携し、徹底した事業者指導・行政処分を行います。	くらし安全・消費生活課	行政処分件数	件	1	0	0	0	0	
			くらし安全・消費生活課	行政指導件数	件	2	1	0	4	3	
2-1-2	注意喚起情報の発信及び警察との連携強化	消費生活センターへの苦情相談等から、詐欺的な勧誘の情報を直ちに県民に提供、注意喚起を行うとともに、被害防止に向けた対策を警察との連携を強化して取り組みます。	くらし安全・消費生活課	県警との連携により検挙等に繋がった件数	件	0	1	0	0	0	
2-1-3	事業者指導・処分のための専門職員の配置	専門職員を配置し、研修等による能力向上を図り、効果的な事業者指導・処分を行います。	くらし安全・消費生活課（企画）	不当取引調査員	1名	配置	配置	配置	配置	配置	
			くらし安全・消費生活課（企画）	事業者情報調査員	1名	配置	配置	配置	-	-	
2-1-4	不適切な表示に対する事業者指導	国及び県表示担当課（食品表示法、景品表示法、健康増進法等）が情報の共有、連携を図りながら、業界団体を含めた食品関連事業者への適正表示の周知と監視指導を行います。	健康増進課	食品の表示及び虚偽誇大表示に関する事業者からの事前相談への対応、監視指導	-	実施	実施	実施	実施	実施	(再掲)
2-1-5	家電製品の販売に係る適正表示調査	家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査を行います。	くらし安全・消費生活課（企画）	調査件数	カ所	4	4	-	2	4	
2-1-6	家庭用品の立入検査・指導	家庭用品品質表示法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施します。	くらし安全・消費生活課（企画）	検査店舗数	店	292	263	313	214	235	
			くらし安全・消費生活課（企画）	検査品目数	品目	36	39	41	37	27	
			くらし安全・消費生活課（企画）	検査点数	点	2,449	1,995	2,964	2,423	2,827	
			くらし安全・消費生活課（企画）	違反点数	点	11	6	0	0	0	

	施策	取組の概要	担当課等	指標		H30	R1	R2	R3	R4	備考
					単位						
2-1-7	事業者からの報告徴収・立入検査の実施	友の会や冠婚葬祭互助会から財産状況や業務運営に関する事項等の報告を徴収し、定期的な立入検査を実施します。また、いわゆる個別クレジット販売において、県民に被害が発生した場合には、報告を求めるとともに、立入検査を実施します。	くらし安全・消費生活課（企画）	立入検査件数	件	3	2	1	2	2	
2-1-8	貸金業者への指導	貸金業法に基づき、貸金業者への立入検査を実施するとともに、消費者等からの苦情・相談を受け付けます。	経営・創業支援課	立入検査件数	件	-	2	3	-	3	
2-1-9	ヤミ金融業者対策の徹底	いわゆるヤミ金融業者に関する情報及び相談窓口を開設し、警察への通報及び監督上の処分を徹底します。	経営・創業支援課	ヤミ金相談件数	件	37	31	15	17	9	
3-1-1	消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を体系的、総合的かつ実践的に推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、より効果的に推進するための方策を協議・検討します。	学びの改革支援課	消費者教育推進地域協議会の開催の回数	回	1	1	1	1	1	
3-1-2	消費者団体等との協働	効果的な消費者教育の推進について、消費者団体等とも協働して、推進方策を検討します。	くらし安全・消費生活課	県・市町村・消費者団体の懇談会参加者(県下9か所)	人	205	136	-	75	121	
3-1-3	消費生活相談窓口の周知	消費者ホットライン「188」や、県・市町村の相談窓口の役割の周知を行い、相談の掘り起こしを積極的に行います。	くらし安全・消費生活課（相談）	くらしまる得情報発行部数	部数	330,000	324,400	310,450	276,000	288,000	
3-1-4	消費生活情報の発信・啓発	県公式ホームページ、メールマガジンにおける注意喚起情報や広報誌等を通じて、消費者被害情報及び対策について、県民一人ひとりに対し、確実に、正確に、迅速に情報を提供します。また、出前講座や各種講座を開催し、啓発に取り組みます。	くらし安全・消費生活課（防犯）	ホームページへの注意喚起情報等の掲載	件	12	24	24	24	24	
			くらし安全・消費生活課（防犯）	メールマガジン発行回数	回	12	12	12	12	12	12
3-1-5	若者に対する消費者被害情報の発信	各種媒体を活用し、若者を狙った消費者被害の実態、防止策等を啓発、発信します。特に、成年年齢引下げの影響を受ける18・19歳の若年者及びインターネットを利用し始める児童生徒に対する啓発・情報発信に取り組みます。	くらし安全・消費生活課（相談）	若者向け啓発及び情報発信	-	実施	実施	実施	実施	実施	
			くらし安全・消費生活課（相談）	若者向けリーフレット	部数	44,000	49,000	45,600	45,000	45,000	
3-1-6	高齢者に対する消費者被害情報の発信	関係する機関と連携して、高齢者を狙った悪質商法の被害防止のため、消費者被害防止対策推進会議を開催し、啓発資料の配布や各種媒体を活用した情報発信を行います。	くらし安全・消費生活課（相談）	長野県消費者被害防止対策推進会議の開催回数	回	1	-	-	1	1	
3-1-7	外国人・障がい者等への啓発	外国人や障がい者等の方に対し、どのような方法が適切か、当事者・関係者や関係部局を交えて検討します。	くらし安全・消費生活課（相談）	出前講座の実施	-	-	-	-	実施	実施	
3-1-8	消費者大学事業の実施	一般県民、消費者教育の中核的人材及び国家資格取得希望者を対象とした、各段階に応じた学びの場を提供するため、消費者大学事業を実施し、消費者問題や長野県版エシカル消費等について啓発を推進します。	くらし安全・消費生活課（相談）	消費者大学開催数（講座数）	講座数	24	24	8	12	10	
			くらし安全・消費生活課（相談）	消費者大学の受講者数	延べ人	380	177	547	565	263	
3-1-9	長野県版エシカル消費に係る啓発	長野県版エシカル消費に関する講座を開設し、丁寧に、具体的に啓発することにより、エシカル消費の考え方の普及を図るとともに、関係部局においても、長野県版エシカル消費をキーワードとして施策の推進・啓発に取り組みます。また、事業者に対しても、消費者の志向を把握し、人・健康・地域・社会・環境に配慮した生産活動に関する啓発に取り組みます。	健康増進課	健康に配慮した食事を選択できるよう飲食店や食品関連事業者等と連携し、健康づくり応援メニューを推進	-	実施	実施	実施	実施	実施	
			ゼロカーボン推進室	中小規模事業者省エネ診断	件	20	17	13	19	18	
			産業政策課	長野県SDGs推進企業登録制度への新規登録企業数	者	-	232	421	572	493	
			ゼロカーボン推進室	事業活動温暖化対策計画書制度に伴う現地確認	件	40	40	17	23	40	
3-1-10	学校における消費者教育の推進	児童や生徒が、身の回りのトラブルや危険を回避するための能力等を身に付けるため、学習指導要領に基づき、消費者教育を推進します。また、体験を通じた学ぶ機会を取り入れます。	学びの改革支援課	学習指導要領の内容についての着実な消費者教育の推進	-	実施	実施	実施	実施	実施	
3-1-11	学校における外部人材の活用	学校において、県の実施する出前講座や地域で活動する消費者団体等の人材を活用して、消費者教育を推進します。また、希望する学校に対し専門講師を派遣し、消費者教育の必要性や授業の進め方などの研修、模擬授業の実施などを行います。	学びの改革支援課	講師派遣事業における派遣有無	-	有	有	-	有	有	
3-1-12	消費者教育を推進する教員に対する支援	学校における消費者教育の向上を図るため、文部科学省や国民生活センターの実施するセミナーや講座への参加など指導的な役割も持つ教職員がレベルアップできるよう市町村教育委員会へ情報提供するとともに、教職員を対象にした消費者教育研修会を開催します。	学びの改革支援課	県総合教育センターにおける研修講座の開設	-	実施	実施	実施	実施	実施	
3-1-13	消費者教育推進の要請	大学の学生等を対象とした出前講座を実施します。また、大学の設置者等に対し、消費者教育の実施及び消費者に配慮できる職業人としての教育の拡充を求めています。	くらし安全・消費生活課	大学生向け出前講座実績	回	8	9	-	2	2	

	施策	取組の概要	担当課等	指標		H30	R1	R2	R3	R4	備考
					単位						
3-1-14	大学等における消費者教育の推進	大学等における消費者教育の推進のため、出前講座等の開催について広報するとともに、学生の参加を促進します。	くらし安全・消費生活課	大学生向け出前講座実績	回	8	9	-	2	2	(再掲)
			くらし安全・消費生活課(相談)	エシカル消費教育出張事業	回	-	2	1	6	4	
3-1-15	出前講座等の開催	地域における消費者教育推進のため、公民館活動等とも連携しながら、出前講座等を積極的に開催します。特に、子育て世代に向けた出前講座の開催に努めます。	くらし安全・消費生活課(防犯)	訓練型特殊詐欺対応講座	回	36	29	3	7	9	
3-1-16	地域における消費者教育の環境整備	地域における消費者教育の推進のため、担い手である人材の育成や市町村への取組強化の要請を行います。また、インターネットを活用し、講座内容等のデータを提供します。	くらし安全・消費生活課(相談)	消費者教育中核的人材育成研修	講座数	12	12	8	12	14	
3-1-17	学校、地域、消費者団体と協働した消費者教育の取組	児童・生徒や高齢者等がそれぞれ抱える消費者問題を共有化し地域力を向上するため、学校、地域、消費者団体が連携・協働した学習会などを検討します。	学びの改革支援課	消費者団体が開催するイベント等の各校へ周知有無	-	有	有	-	有	有	
3-1-18	消費者団体等の活動支援	地域で活動する消費者団体等が開催する消費生活に関する講座及び啓発活動などを支援し、連携して地域における消費者教育を推進します。	くらし安全・消費生活課(企画)	補助金交付団体数	団体	4	3	2	-	-	
			くらし安全・消費生活課(企画)	補助金交付総額	円	687,000	619,000	600,000	-	-	
3-1-19	職域における消費者教育の推進	職域における消費者教育の推進のため、経済団体等への要請のほか、出前講座及び消費生活に関する講座等の開催について広報するとともに、事業者、従事者の参加を促進します。	くらし安全・消費生活課(相談)	消費者大学開催に関する事業者への広報活動	-	実施	実施	実施	実施	実施	
3-2-1	消費者教育の拠点整備	消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化します。また、市町村と連携し、消費者教育を生涯学習の一環として推進するため、公民館の場の活用を検討します。	くらし安全・消費生活課(相談)	消費者教育中核的人材育成研修	講座数	12	12	8	12	14	(再掲)
			文化財・生涯学習課	公民館(公会堂)を活用した講座開催数	回	12	29	-	2	1	
3-2-2	高齢者等見守りネットワークを通じた啓発	自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び市町村社会福祉協議会等との協働により高齢者等見守りネットワーク構築を支援し、高齢者等の被害防止活動を進めます。	地域福祉課	地域見守り活動協定締結事業者等数	事業者等	26	29	29	32	36	
3-2-3	消費生活サポーターの育成及び活用	地域や職域において情報提供を行い、消費者教育・啓発を担う消費生活サポーターの登録を消費者大学事業の実施により進めます。また、市町村とともに消費生活サポーターの育成・活用を検討します。	くらし安全・消費生活課(相談)	消費者大学開催数(講座数)	講座	24	24	8	12	10	(再掲)
			くらし安全・消費生活課(相談)	消費者大学の受講者数	延べ人	380	177	547	565	263	(再掲)
			くらし安全・消費生活課(相談)	消費生活サポーター登録者数	人	332	340	340	332	302	
			くらし安全・消費生活課(相談)	高齢者見守りネットワークの構築市町村数	市町村	64	67	71	77	77	(再掲)
3-2-4	消費者大学事業による人材育成	一般県民や消費生活サポーターを対象に、消費者大学事業を実施し、地域・職域において消費者教育・啓発講座の講師ができる中核的人材の育成や、消費生活相談員等の国家資格取得を支援します。	くらし安全・消費生活課(相談)	消費者大学の受講者数	延べ人	380	177	547	565	263	(再掲)
			くらし安全・消費生活課(相談)	消費者大学開催数(講座数)	講座数	24	24	8	12	10	(再掲)
3-3-1	消費者被害防止対策推進会議の開催	関係機関・団体と連携・協働し、特殊詐欺や悪質商法の消費者被害の未然防止を図るため、啓発活動の推進等について協議を行います。	くらし安全・消費生活課(相談)	長野県消費者被害防止対策推進会議の開催回数	回	1	-	-	1	1	
3-3-2	働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクトの実施	講座参加者に対し特殊詐欺の現状や手口の説明後、参加者の携帯電話を利用して自分の親等に電話をかける訓練型の講座を実施するほか、特殊詐欺被害防止活動に協力いただける企業・団体を「特殊詐欺撲滅協力隊」として認証します。	くらし安全・消費生活課(防犯)	訓練型特殊詐欺対応講座	回	6	3	-	2	-	
			くらし安全・消費生活課(防犯)	特殊詐欺被害防止企業・団体認証制度	団体	1,204	1,390	1,462	1,471	1,472	
3-3-3	関係機関・団体と連携した啓発	特殊詐欺の手口の変化に応じて迅速に対応するため、その態様に関連した金融機関やコンビニエンスストア等と連携して啓発を行います。	くらし安全・消費生活課(防犯)	金融機関・コンビニ等と連携した啓発	回	8	6	2	1	1	
3-3-4	若年者等に対する特殊詐欺に関する啓発の実施	若年者や教員、保護者等を対象とした、特殊詐欺に関する研修会に専門講師を派遣し、若年者の特殊詐欺被害防止及び加担防止を図ります。	くらし安全・消費生活課(防犯)	チラシ・リーフレットの配布	枚	82,000	-	76,590	81,560	64,790	
			くらし安全・消費生活課(防犯)	若年者特殊詐欺加担防止事業における講師派遣	回	2	3	2	-	-	
3-4-1	多重債務者対策協議会の運営	関係機関・団体と連携・協働し、多重債務者の生活再建や被害の未然防止策についての現状認識、今後の事業展開への情報交換及び協議を行います。	くらし安全・消費生活課(相談)	多重債務者対策協議会の開催回数	回	1	1	1	1	1	
3-4-2	多重債務者無料相談会の開催	多重債務問題改善プログラムに沿った多重債務相談を行うとともに、多重債務者の状況に応じた債務整理の方法を助言するため、弁護士会及び司法書士会と協働した無料相談会を開催します。	くらし安全・消費生活課(相談)	無料相談会の相談件数	件	17	12	16	9	13	

	施策	取組の概要	担当課等	指標		H30	R1	R2	R3	R4	備考
					単位						
3-4-3	金融経済教育の強化	教育委員会及び金融広報委員会等と連携し、多重債務に関する知識の普及啓発及び金融経済教育を積極的に推進します。	くらし安全・消費生活課（企画）	大学における金融リテラシー教育の実施	開催数	4	7	5	5	5	
			くらし安全・消費生活課（企画）	青少年生活設計講座の開催	開催数	28	26	20	16	32	
			くらし安全・消費生活課（企画）	〃	受講者数	2,602	2,602	1,280	1,117	2,600	
			学びの改革支援課	金融教育研究校での授業実施		実施	実施	実施	実施	実施	
3-4-4	自殺対策の推進	くらしと健康の相談会において、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する法律相談とともに心身の健康に関する相談を実施するなど、自殺対策を推進します。	保健・疾病対策課	くらしと健康の相談会における相談件数	件	145	167	90	101	84	
4-1-1	消費生活審議会等の運営	県消費生活行政の重要事項の審議のため、消費生活審議会等を設置・運営します。また、施策全般の執行状況について、消費生活審議会等に報告し評価を受けるとともに、審議過程の意見等について施策への反映を図ります。	くらし安全・消費生活課（企画）	消費生活審議会の開催	回	2	2	1	1	4	
4-1-2	施策等の公表	消費生活行政全般にわたる透明性を確保するため、施策や消費生活審議会等における審議状況等を県公式ホームページ等で公表します。	くらし安全・消費生活課（企画）	消費生活審議会の資料、議事録等の公表	-	実施	実施	実施	実施	実施	
4-2-1	県民意見の受付窓口	「県民ホットライン」や県消費生活情報のホームページに掲載されたメールアドレスに寄せられた意見等を参考に施策への反映を図ります。	広報・共創推進課	県民ホットラインに寄せられた意見の件数（消費生活関連）	件	4	2	5	4	6	
4-2-2	消費者団体等と協働した取組	消費者団体等との意見交換会を開催し、意見・要望の施策への反映を図るとともに、施策の推進にあたっては、消費生活に関する講座や市町村との懇談会を共催する等、協働して取り組みます。	くらし安全・消費生活課	県・市町村・消費者団体の懇談会参加者（県下9か所）	人	205	136	-	75	121	（再掲）
4-2-3	消費者団体等の活動支援（再掲）	地域で活動する消費者団体等が開催する消費生活に関する講座及び啓発活動などを支援し、連携して地域における消費者教育を推進します。	くらし安全・消費生活課（企画）	補助金交付団体数	団体	4	3	2	-	-	（再掲）
			くらし安全・消費生活課（企画）	補助金交付総額	円	687,000	619,000	600,000	-	-	（再掲）
4-2-4	適格消費者団体の設立支援	消費者被害の未然防止・拡大防止のため、適格消費者団体の設立を支援することにより、消費者問題への対応力向上を図ります。	くらし安全・消費生活課（企画）	補助金交付団体数	団体	1	1	1	1	1	
			くらし安全・消費生活課（企画）	補助金交付総額	円	553,000	487,000	777,000	704,000	1,369,000	
5-1-1	消費生活相談員による相談・あっせんの実施	県消費生活センターに消費生活相談員を配置し、県民からの相談・苦情の受け付けやあっせんを実施するとともに、市町村消費生活相談窓口の支援を行います。	くらし安全・消費生活課（相談）	県消費生活センターに寄せられた相談件数	件数	7,678	7,501	6,744	5,715	5,808	
			くらし安全・消費生活課（相談）	消費者教育中核的人材育成研修	講座数	12	12	8	12	14	（再掲）
5-1-2	相談員の相談技術の向上	相談技術の向上及び専門性の確保を図るため、国や国民生活センター等の研修に参加します。	くらし安全・消費生活課（相談）	消費者教育中核的人材育成研修	講座数	12	12	8	12	14	（再掲）
5-1-3	消費者問題法律アドバイザーの選任	専門的な法律知識を必要とする相談・あっせんに対応するため、弁護士等の消費者問題法律アドバイザーを選任します。	くらし安全・消費生活課（相談）	消費者問題法律アドバイザー選任者数	人	4	4	4	4	4	
5-1-4	消費者被害救済委員会の設置・運営	被害の多発、消費者利益が著しく侵害される紛争について、知事の付託に応じて、あっせん・調停を行うため、消費者被害救済委員会を設置・運営します。	くらし安全・消費生活課（相談）	消費者被害救済委員会の開催回数	回	1	1	1	1	-	（近年、案件が無く、資料送付のみとしたため。）
5-1-5	弁護士会との協働	弁護士会との協働による懇談会を開催し、直近の相談動向や対処方法等について、課題の共有を図ります。	くらし安全・消費生活課（相談）	弁護士会との懇談会実施回数	回	1	1	-	1	1	
5-1-6	消費生活相談窓口の周知及び情報発信機能の強化	県・市町村の相談窓口の役割及び消費者ホットライン「188」の周知を行うほか、事故情報や被害情報だけでなく、消費生活に関する幅広い情報を多様なメディアを利用して併せて発信します。	くらし安全・消費生活課（相談）	くらしまる得情報発行部数	部数	330,000	324,400	310,450	276,000	288,000	（再掲）
5-1-7	外国人・障がい者等からの相談対応	外国人・障がい者等から相談があった際に円滑に対応するため、窓口体制整備を進めます。	くらし安全・消費生活課（相談）	外国人、障がい者の方に対応する窓口の設置	-	実施	実施	実施	実施	実施	
5-1-8	自殺対策の推進	相談者の自殺防止のため、消費生活センターに啓発資料を配置するほか、消費生活相談員に対し、ゲートキーパー研修を受講するよう勧奨します。	保健・疾病対策課	ハンカチ型リーフレットの消費生活センターへの配布部数	部	1,200	-	-	100	100	
5-2-1	市町村消費生活センター設置促進	市町村における消費生活センターの設置を促進するため、広域連携により設置された消費生活センターの課題等について分析し、市町村への情報提供等により、単独設置が困難な町村の広域連携による設置を支援します。	くらし安全・消費生活課	消費者行政活性化事業補助金（センター設置促進メニュー）活用市町村数	箇所	24	25	23	22	20	
			くらし安全・消費生活課	市町村消費生活センターの人口カバー率	%	84	84	84	84	89	

	施策	取組の概要	担当課等	指標		H30	R1	R2	R3	R4	備考
					単位						
5-2-2	市町村相談窓口機能強化への支援	市町村相談窓口への啓発資料の提供のほか、消費生活相談員の配置や啓発事業などに支援します。	くらし安全・消費生活課	消費者行政活性化事業補助金（相談窓口機能強化メニュー）活用市町村数	箇所	31	30	30	28	29	（再掲）
			くらし安全・消費生活課（相談）	消費者教育中核的人材育成研修	講座数	12	12	8	12	14	（再掲）
			くらし安全・消費生活課（相談）	国民生活センターからの注意喚起情報の配信、パンフレットの提供	-	実施	実施	実施	実施	実施	
5-2-3	相談員等の技術的支援	相談員等の相談技術向上のための研修会を開催します。県に市町村消費者行政推進支援員を配置し、相談業務に対する助言等を行います。	くらし安全・消費生活課（相談）	市町村消費者行政推進支援員による助言等支援実施回数	件	856	1,005	984	800	847	
5-2-4	相談員の確保対策	相談員を確保するため、国家資格の取得支援講座の実施や人材バンクを運営します。	くらし安全・消費生活課（相談）	消費生活相談員資格取得支援通信講座の回数	回	1	1	1	1	1	
			くらし安全・消費生活課（相談）	人材バンク登録者数	人	46	51	57	70	81	